

墨田区ひきふね保育園の指定管理者の指定について

1 指定する施設

墨田区ひきふね保育園
墨田区八広一丁目1番18号

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(1年間)

3 指定管理者とする団体の概要

- (1) 名称
社会福祉法人 愛理会
- (2) 所在地
墨田区東向島六丁目15番5号
- (3) 代表者氏名
理事長 役 美和
- (4) 沿革
昭和51年2月 法人設立
- (5) 事業の実績(自治体からの受託運営)
平成20年度～ 墨田区ひきふね保育園指定管理者

4 選定経過及び選定理由

(1) 募集について

現指定管理者による施設の管理運営状況について、主管部検討部会による評価を踏まえ、選定委員会において審議した結果、区が定める水準を充たしており、「指定管理者の指定の手續等に関する要綱」第2条第1項第4号に該当するため、公募によらずに指定管理者の候補者を選定することとした。

指定管理者の指定の手續等に関する要綱(抄)

(公募によらない指定管理者の指定)

第2条 指定管理者の指定に当たって公募しないこととする特別の事情があると認める場合は、次に掲げる場合とする。
施設の統廃合若しくは機能転換又は改築、大規模修繕、移転等(次条において「施設の廃止等」という。)の予定(検討中を含む。)がある場合

(2) 選定経過

選定委員会において、応募事業者からの申請書類(事業計画書、財務諸表、人員配置計画書等)及び主管部検討部会における評価等に基づき、選定基準である利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3項目について審査を行った。

(3) 選定理由

審査の結果、選定した事業者は、設定した水準を超えており、墨田区ひきふね保育園の設置目的に合致するとともに、着実な事業運営が期待できるため、指定管理者の候補者として適格であると判断し、上記事業者を指定管理者の候補者として選定した。

5 業務計画の要点

(1) 管理運営の方針

園目標を次のとおり掲げ、本施設の管理・運営を行うとしている。

- ・健康な体をつくる
- ・豊かな心を育てる
- ・より良い人間関係と社会性を育てる

(2) 主な提案

ア 利用者サービスの向上に関する提案

- (ア) 特別な支援が必要な子どもや外国籍の保護者への個別対応を実施する。
- (イ) 通常保育のほか、障害児保育、2時間の延長保育、スポット延長保育、年末保育を実施する。
- (ウ) 全てのアンケートや保護者からの意見は職員間で共有し、改善を図り、保護者へ周知する。
- (エ) 地域の子育て家庭への支援として、子育て安心ステーション事業、子育て講座の開催、園庭開放、在園児との交流保育、出前保育「この指とまれ」を実施する。

イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

- (ア) 指定管理料(提案額)：254,000,000円
- (イ) 児童福祉のための公共施設であることを踏まえて、公的な財産として維持管理していく。

ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

- (ア) 園長、副園長、主任ともに経験年数が30年以上である。
- (イ) 人材育成には特に力を入れ、研修を取り入れ独自で職務基準書を作成し、人事考課も活用し、スキルアップに向けて取り組む。
- (ウ) 緊急時の動きや不測の事態に備えるための研修、事故・アレルギー対応の緊急対応の研修を実施する。

【参考】現指定管理者による施設の管理運営状況

(1) 施設の利用状況・指定管理料等の推移

	平成27年度 (前指定期間)	平成28年度 (前指定期間)	平成29年度 (前指定期間)	平成30年度
通常保育(4月現在)	110人	109人	111人	111人
延長保育(2時間)	286人	337人	345人	356人
一時延長保育	817人	668人	589人	834人
年末保育	20人	19人	11人	14人
指定管理料	235,094,040円	237,295,475円	252,094,547円	293,109,920円

(2) 管理運営状況に関する評価

ア 業務運営について

- (ア) 区が指定する保育事業の他、地域の課題を的確に把握した保育サービスを実施している。
- (イ) 子どもが興味をもって自ら進んで取り組める活動を行っている。
- (ウ) 個別の指導計画は保護者一人ひとりにわかりやすく説明している。

イ 運営体制・管理体制について

- (ア) 事業計画に基づく適正な職員配置を行い、また、人材育成としての研修も確実に行っている。
- (イ) 危機管理等への対策について、マニュアルが整備されており、組織的に対応が図れる仕組みとなっている。
- (ウ) その他、施設の管理も要求水準を満たしている。

審 査 結 果

9名の委員の採点の合計点によって審査を行った。

評価項目・細目及び配点	社会福祉法人愛理会
1 利用者サービスの向上 (34点×9人=306点) (1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか (2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか (3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か (4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか (5) 在園児の保護者や地域の子育て家庭に対する支援に取り組んでいるか	214点
2 効率的・効果的な施設の運営 (34点×9人=306点) (1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか (2) 施設の維持管理経費の節減するための積極的な取組があるか (3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか (4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか (5) 地域特性に合った保育の運営が期待できるか	201点
3 事業計画の遂行能力 (32点×9人=288点) (1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか (2) 職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か (3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か (4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか (5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	199点
合計点 (100点×9人=900点)	614点